

広島市双方向サービス基盤構築業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年6月8日

次のとおり、企画提案書を募集します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市双方向サービス基盤構築業務

(2) 業務内容

「広島市双方向サービス基盤構築業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）

7,700,000円

(5) 事業担当課

企画総務局行政経営部情報政策課（広島市役所北庁舎4階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話：082-504-2024（直通）

FAX：082-504-2637

E-mail：info-sys@city.hiroshima.lg.jp

2 公募型プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和8年・9年・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。
ただし、これに該当しない場合は、営業実態が確認できること。この場合、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（コピー可）、直前の決算期以前の2年分の貸借対照表及び損益計算書の写しを提出すること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、広島市

に納税義務がない場合は、誓約書（様式2）の該当項目を誓約すること。

- (4) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 自治体向けアプリに精通し、令和6、7年度の過去2年度以内に、地方公共団体において、本案件と同規模のアプリの構築又は運用の業務を元請けとして受託し又はこれに順ずる立場でアプリ構築又は運用を直接的に担い、これら全てを誠実に履行（※）した実績が3件以上あること。なお、履行実績調書（様式3）を提出すること。

ただし、参加しようとする者が当該実績を満たさない場合であっても、参加しようとする者と資本関係又は人的関係（役員兼務などの実質的経営関与）を有する関連事業者が当該実績を有するときは、当該関連事業者が本案件の履行において技術的支援又は人的支援により直接関与する場合に限り、当該実績を認めることとする。この場合、関係性（資本・人的関係）及び実施体制を確認できる資料を追加提出すること。

※ 履行の対象となる契約は次のいずれかの契約

- ① 令和6、7年度の過去2年度の期間に次の条件を全て満たす履行期間が12か月以上の契約
 - I 契約を締結した状態にあること（契約締結日は属していなくてもよい。）。
 - II 履行期間が12か月以上属していること（契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。）。
- ② ①を除き、令和6、7年度の過去2年度の期間に次の条件を全て満たす契約
 - I 契約締結日が属していること。
 - II 契約期間又は履行期間が全て属していること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 資料等の配布

広島市ホームページ内の「プロポーザル・コンペの案件情報」ページにおいてダウンロードすることができる。

(2) 参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式1）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

① 申込期間

公示日から令和8年6月11日（木）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

② 提出場所

前記1(5)の事業担当課

③ 提出方法

参加資格確認申請書（様式1）、誓約書（様式2）、履行実績調書（様式3）及びその他必要な書類を、メール又は本市が指定するファイル交換システムにより提出すること。なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

④ 結果の通知

審査後、速やかに通知する。

(3) 質問の受付及び回答

① 提出期限

令和8年6月11日（木） 午後5時15分

② 提出場所

前記1(5)の事業担当課

③ 提出方法

質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

④ 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和8年6月23日（火） 午後5時15分

② 提出場所

前記1(5)の事業担当課

③ 提出方法

企画提案書及び業務見積書の正本・副本、詳細要件対応表（様式5）について、それぞれ1部を電子メール又は本市が指定するファイル交換システムにより提出すること。

4 受託候補者の特定

(1) 審査方法

企画提案書等は、広島市双方向サービス基盤構築業務プロポーザル審査委員会において審査する。

(2) 評価基準

「双方向サービス基盤構築業務における提案事項・受託候補者特定基準」に示す評価基準

(3) 結果の通知

審査結果は、全ての提案者に通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を要する。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) その他

公募型プロポーザル説明書による。